

鉾子市立鉾子中学校における情報通信機器の取り扱いに関する同意書

次の事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、登下校中の生徒に情報通信機器を所持させたいので同意書を提出します。

＜同意確認＞同意確認事項を読み、同意・確認できる項目のすべてのチェックボックスへのチェック（✓）をお願いいたします。全ての項目に同意いただけない場合は登下校中に情報通信機器を所持することはできません。

同意確認事項		保護者 ✓	生徒 ✓
1	登下校中は、情報通信機器をかばんの中にいれ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合や、保護者と連絡を取る場合以外は情報通信機器を使いません。		
2	災害時等の緊急時や生徒から連絡があった時以外は、保護者から生徒の情報通信機器への連絡はしません。		
3	校内では情報通信機器は電源を切ってかばんの中に入れ、教職員から特別な指示の無い限りは使用しません。		
4	情報通信機器の所持について学校のルール等が守れない場合、学校が情報通信機器を預かり、返却は保護者が取りに行きます。その際、保護者に返却する、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の学校の指導に従います。		
5	情報通信機器の適切な使用方法や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。		
6	日常で使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。		
7	フィルタリングや情報通信機器の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。		
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。		
9	情報通信機器の紛失・破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。		



____年____組____番

生徒氏名_____

保護者名_____

この同意書は令和8年3月31日まで有効です